

「鴨池公園等運動施設」写真の使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は鹿児島県総合体育センター（以下「総合体育センター」という。）が所管する運動施設等の写真を使用する場合の取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(写真に関する権利)

第2条 写真の使用に係る権利は、鹿児島県に属する。

(使用の届出)

第3条 写真を使用しようとする者は、事前に総合体育センター所長に届出を行わなければならない。

2 届出を行う者は、使用届出書（別記様式第1号）を総合体育センター所長に提出しなければならない。

3 総合体育センター所長は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを受理する。

(使用の制限)

第4条 写真の使用が各号のいずれかに該当する場合は、総合体育センター所長は届出書を受理しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

(2) 県の信用又は品位を害すると認められる場合

(3) 第三者の利益を害すると認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

(7) 写真の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(8) 鴨池公園等運動施設のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(9) 写真の著しい加工、その他写真の使用が適当でないとして認められる場合

(使用料)

第5条 写真の使用料については、無料とする

(使用上の遵守事項)

第6条 第3条に定める届出を行った者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 届出を行った使用目的のみに使用すること。

(2) 総合体育センター所長から求められた場合、写真を使用した資料等を提出すること。

(届出内容の変更等)

第7条 使用者が使用届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめ変更届出書（別記様式第2号）を総合体育センター所長に提出しなければならない。

2 総合体育センター所長は、前項に規定する変更届出書が提出された場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを受理する。

(使用の差止め)

第8条 総合体育センター所長は、各号のいずれかに該当する場合には使用者に対し、写真の使用を差し止めることができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第4条のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他写真の使用継続が不相当であると認められた場合

2 総合体育センター所長は、前項の規定による使用の差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 総合体育センター所長は、使用者に写真の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による使用届出の処理に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第10条 県は、写真を使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者が写真を使用し第三者に損害を与えた場合には、使用者はこれに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、写真の使用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第11条 総合体育センター所長は、写真の使用状況等について情報を公開することができる。

付則

この規程は令和2年6月1日から適用する。

写真番号 1 (鴨池公園全体)



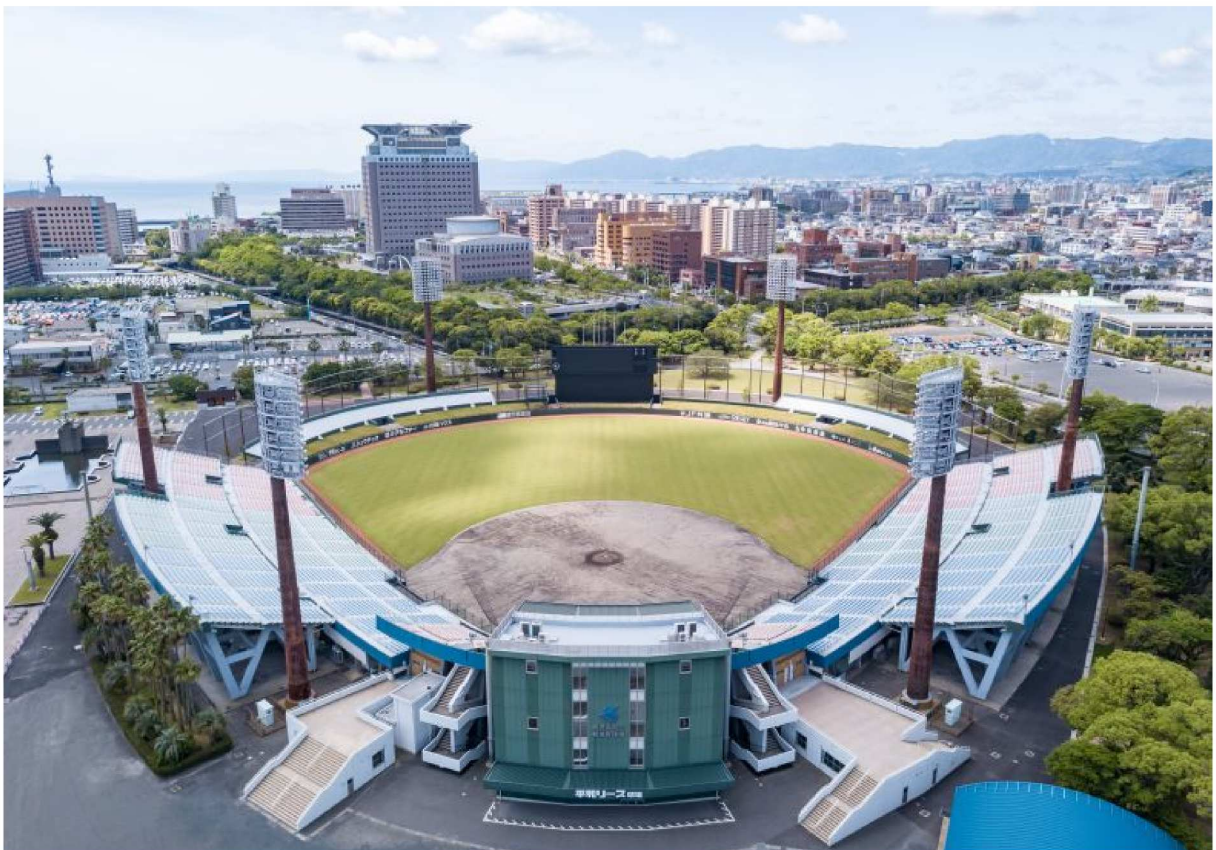
写真番号 2 (白波スタジアム (鹿児島県立鴨池陸上競技場))



写真番号 3 (白波スタジアム他 (鹿児島県立鴨池陸上競技場他))



写真番号 4 (平和リース球場 (鹿児島県立鴨池野球場))



写真番号 5 (平和リース球場 (県立鴨池野球場))



写真番号 6 (鹿児島県立鴨池庭球場)



写真番号 7 (鹿児島県立鴨池庭球場)



写真番号 8 (鹿児島県立鴨池補助競技場)



写真番号9 (鹿児島県総合体育センター武道館)



写真番号10 (鹿児島県総合体育センター体育館)



写真番号11（鹿児島県総合体育センター体育館）



「鴨池公園等運動施設」写真の使用届出書

年 月 日

鹿児島県総合体育センター所長 殿

郵便番号
住所
団体等名
代表者職氏名

「鴨池公園等運動施設」の写真を使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

使用目的	
使用写真番号	
使用区分(該当する番号に○をつけてください。)	1 印刷物での使用(チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等) 2 テレビでの使用 3 WEB上の使用 6 その他()
具体的な内容 (配布数量・サイズ・配布場所・価格等を詳しく記載してください。)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者名及び連絡先	担当者名: 電話番号: FAX: E-mail:

【問合せ先・届出書提出先】

鹿児島県総合体育センター 総務課総務係

〒890-0062 鹿児島市与次郎1丁目4-20

TEL:099-255-0146 FAX:099-255-0140

別記様式第2号

「鴨池公園等運動施設」写真の使用内容変更届出書

年 月 日

鹿児島県総合体育センター所長 殿

郵便番号
住所
団体等名
代表者職氏名

年 月 日付けで届け出た内容について、下記のとおり内容を変更したいので届け出ます。

記

項 目	前回の届出内容 (すべて記載してください)	変更をする内容 (変更がある部分のみ詳しく記載)

【問合せ先・届出書提出先】

鹿児島県総合体育センター 総務課総務係

〒890-0062

鹿児島市与次郎1丁目4番20号

TEL:099-255-0146 FAX:099-255-0146